

コミュニティ・スクールの導入について

1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールとは、「**学校運営協議会**」を設置している学校を指します。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**すること（必須）
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができること
- **教職員の任用に関して**、教育委員会に**意見を述べる**ことができること



2. 学校運営協議会の概要

Q1) 委員構成や人数・任期はどうなるのか？

A1) 人数・任期とも教育委員会規則で定めることとなりますが、活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要です。

Q2) 委員の構成例は？

A2) 委員には保護者や地域住民のほか、学校や地域の実情に応じて構成します。具体的には

- ・自治会長 ・PTA 会長 ・青年会議所代表 ・おやじの会代表 ・同窓会代表
- ・民生委員代表 ・接続する中学校の校長 など

Q3) 学校運営協議会で協議する内容は？

A3) 多くの学校では、「学校評価」や「学校支援活動」、学校や地域の課題解決に向けた協議が盛んに行われています。

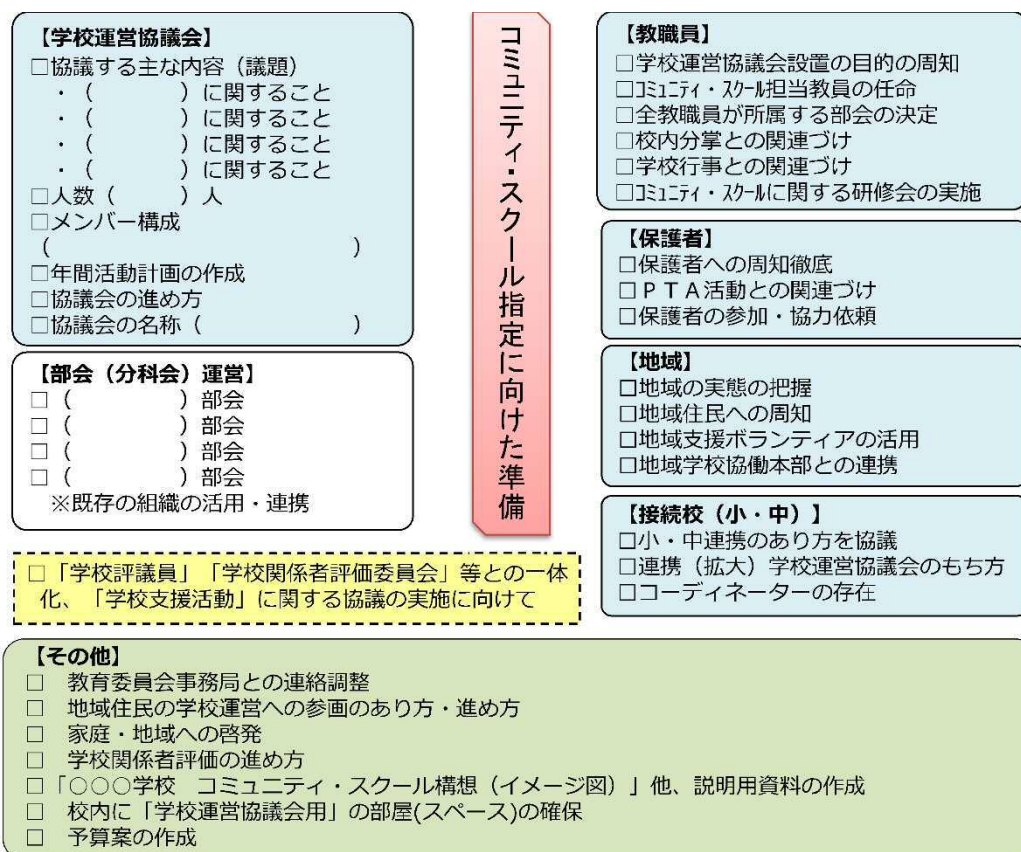
3. 学校運営協議会の設置に向けた準備

① 学校と地域が課題を共有し、共通の目標を設定する



② 組織づくりを行う

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず教職員・保護者・地域住民に対して、設置する目的や仕組みなどの理解を図る必要があります。



4. コミュニティ・スクール導入までの流れ（柏小でのシミュレーション）

□平成 28 年 5 月

柏小学校学校運営協議会設立準備委員会の設置（学校関係者評価委員会が母体）

第 1 回準備委員会 【CS についての学習】

□7 月

第 2 回準備委員会 【基本方針について】

□9 月

第 3 回準備委員会 【部会構成について】

□10 月

第 4 回準備委員会 【部会の活動について】

□12 月

第 5 回準備委員会 【CS の方針・体制の確立】

【教育委員会】

・学校管理規則の改正

・学校運営協議会に関する規則の制定

□平成 29 年 1 月

第 6 回準備委員会 【・構成員等の確認 ・部会の動きの確認】

□2 月

・準備委員会から教育委員会へ報告書の提出

・柏小学校 学校運営協議会の設置申請 委員の申請

□3 月

柏小学校 学校運営協議会の設置

□3 月

教育委員会がコミュニティ・スクールの指定 委員の任命

□4 月

柏小学校コミュニティ・スクール開校

